

旅 費 請 求 書

3 頁
(精算払代理受領)

旅行命令番号	旅行期間	用 務 先	旅 費 額
583	12. 4-12. 4	伊東警察署	2,200
584	12. 5-12. 5	新居警察署	2,200
585	12. 6-12. 6	伊東警察署	2,200
586	12. 7-12. 7	新居警察署	2,200
587	12.11-12.11	伊東警察署	2,200
588	12.12-12.12	新居警察署	2,200
589	12.13-12.13	伊東警察署	2,200
601	12. 8-12. 8	東京都千代田区 (運賃同一地域)	14,320
605	12.14-12.14	熱海警察署	8,020

静岡県知事様
右の金額を請求します。
平成 7年 12月 18 日

請求金額 9 件
技師 川崎 保雄

請求書番号 101
37,740円

旅行命令番号	旅行期間	用 務 先	旅 費 額
592	12. 1-12. 1	神奈川県箱根町	9,220
597	12. 5-12. 5	下田警察署	11,560
604	12.13-12.13	細江警察署	7,764

静岡県知事様
右の金額を請求します。
平成 7年 12月 15 日

請求金額 3 件
主任 木田 和江

請求書番号 101
28,544円

旅行命令番号	旅行期間	用 務 先	旅 費 額
595	12. 4-12. 4	愛知県新城市外	13,920
604	12.13-12.13	細江警察署	7,764

静岡県知事様
右の金額を請求します。
平成 7年 12月 15 日

請求金額 2 件
警部補 新村 和久

請求書番号 101
21,684円

旅行命令番号	旅行期間	用 務 先	旅 費 額
594	12. 4-12. 4	愛知県新城市外	2,200
601	12. 8-12. 8	東京都千代田区 (運賃同一地域)	14,320
606	12.14-12.14	浜松東警察署	6,580

静岡県知事様
右の金額を請求します。
平成 7年 12月 15 日

請求金額 3 件
警視 末木 良明

請求書番号 101
23,100円

旅行命令番号	旅行期間	用 務 先	旅 費 額
600	12. 7-12. 7	清水市吉川	1,100
602	12.10-12.10	浜松東警察署	2,200
606	12.14-12.14	浜松東警察署	6,580

静岡県知事様
右の金額を請求します。
平成 7年 12月 15 日

請求金額 3 件
巡查部長 鈴木 雅士

請求書番号 101
9,880円

旅 費 請 求 書

5 頁
(精算払代理受領)

旅行命令番号	旅行期間	用 務 先	旅 費 額
584	12. 5-12. 5	新居警察署	2,200
585	12. 6-12. 6	伊東警察署	2,200
586	12. 7-12. 7	新居警察署	2,200
587	12.11-12.11	伊東警察署	2,200
588	12.12-12.12	新居警察署	2,200
589	12.13-12.13	伊東警察署	2,200
590	12.14-12.14	新居警察署	2,200
592	12. 1-12. 1	神奈川県箱根町	9,220
601	12. 8-12. 8	東京都千代田区 (運賃同一地域)	14,320

静岡県知事様

右の金額を請求します。

平成 7.年12.月15 日

請求金額

9 件

渡辺

博



請求書番号

101

38,940円

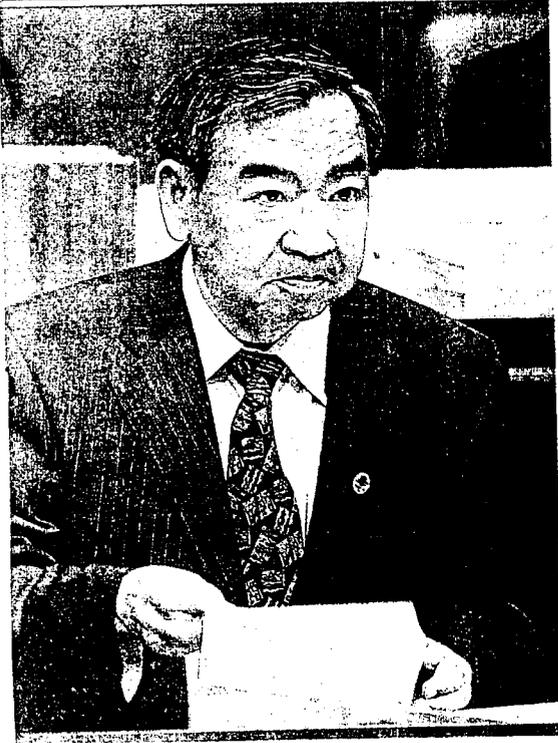
出張カラ警県

510万返還、内部処分も

当時の不正認識は否定 本部長2人の

県警が職員の出張出張を数百件繰り返すなどして、旅費などを不正に支出していた問題で、県警は五日、記者会見し、警務部総務課が平成七年度に支出した旅費計千三百万円余りのうち九百四十万円余りがカラ出張だったと断定した。発表された。県警の内部調査で分かった。関係記事3面へ

県警は不正支出分のうち公費とは認められない部分に利息を付けて、近長二人は不正の認識を否く異に返還する。返還額は五百五十万円。当時の関係幹部職員に返還を求め、内部処分も検討する。五日会見した大橋県警務部長は不正支出について「内部調査を続けている」と説明。当時の本部長二人は不正の認識を肯定しているという。これまでの調査では、不正経理で検出(ねんしゅつ)された金は事件捜査や警備実施などの活動に従事する各要員らに対する部



苦渋の表情で陳謝する水田県警本部長
＝5日正午すぎ、県庁

「県民に深くおわび」
水田本部長は「なつたことについて」五日の県議会三月定例会に不適正で妥当性に欠本会議で発言を求め、県ける支出があった。県議

た。これらは本来、報償費や交際費、備品購入費などとして処理されるべき経費だったと認めた。石川縣延知事は五日、県警のカラ出張問題について報道各社の質問に答えて、「不正を取り締まるべき組織に」つたこととはないと信じてきたが、残念な気持ちと驚きを禁じ得ない。これをチャンスととらえ、実態を解明し、再発を防止する体制を確立することにも、内部処分の適正

「残念、実態解明を」
知事
石川縣延知事は五日、県警のカラ出張問題について報道各社の質問に答えて、「不正を取り締まるべき組織に」つたこととはないと信じてきたが、残念な気持ちと驚きを禁じ得ない。これをチャンスととらえ、実態を解明し、再発を防止する体制を確立することにも、内部処分の適正

力を注ぐとともに、平成八年度以降もできる限り調査し、原因の究明と再発防止に努めたい。また、使途不明の五百五十万円を異に返還し、内部処分も検討していくと述べた。

「残念、実態解明を」
知事
石川縣延知事は五日、県警のカラ出張問題について報道各社の質問に答えて、「不正を取り締まるべき組織に」つたこととはないと信じてきたが、残念な気持ちと驚きを禁じ得ない。これをチャンスととらえ、実態を解明し、再発を防止する体制を確立することにも、内部処分の適正

述べて、
変遺憾。国家公安委員会
は事実の解明を進め、必要な措置を取るよう指示してきた。この結果、国民の信頼を得るために(同県警は)返還する方針を決めた」と述べた。

変遺憾。国家公安委員会は事実の解明を進め、必要な措置を取るよう指示してきた。この結果、国民の信頼を得るために(同県警は)返還する方針を決めた」と述べた。

静岡県警カラ出張

請求7年半開示実る

オンブズマン「正義は勝つ」信じ

警察の不正経理が、また明るみに出た。静岡県警が5月、1千万円を越える「不適正な支出を認め、陳謝した。」部内の激動費や「パソコン」などの事務機器費「に充てていた」という。

静岡県警総務課の経費、不正支出問題発覚のきっかけは、オンブズマンネットワーク代表幹事で元県議の服部寛一(56)が提起した情報開示請求だった。96年10月の請求から約7年半。情報開示を拒み続けた県警がようやく動き、不正が明るみに出た。「情報開示は不正に勝つ」と。この間、服部さんが言い続けた一言が、現実になった。5日午前11時、服部さんに計1936枚の公文書が開示された。昨年11月から調査を始め、服部さんに開示される旅費開

を相手取り、95年度の食糧費や旅費の支出額などを開示するよう求めた。「捜査に支障がある」との非開示理由を避けるため、開示を求めた。捜査に支障がないため、開示を求めた。全国のオンブズマンが足並みをそろえて実施した。

決めた。請求のひと月前、静岡県では県職員「の預け金問題」が発覚していた。ホテルや飲食店に請求額以上の代金を払い込み、残額を不正に蓄える手口で、知事を含む県幹部が処分された。

請求の約1カ月後、県は「開示する業務に支障が出る」として全面的に拒否した。97年1月の開示を通知。97年1月の異議申し立ても棄却され、服部さんは98年9月に提訴した。

全国的に警察への信頼が揺らいでいる。他の警察でも同様の調査をして、市民に結果を公表するべきだ。各地のオンブズマンと連携して全国調査を検討した。

情報公開に詳しい堀部政男・中央大学教授(情報)の話、情報公開の大きな流れが出てきた90年代以降も、警察は長年の

不正支出認め 県警幹部陳謝 静岡県警の記者会見は5日午前10時から、静岡市の県警本部で開かれた。緊張した面持ちで会

見に臨んだ大橋巨警務課長は冒頭、用意した報道文を読み上げる形で「総務課旅費等の執行に

警察の経費をめぐる主な動き

- 96年 愛知県警の裏帳簿や架空の旅行命令簿の写しが公に。会計検査院が立ち入り検査したが、確認できず。長崎県警では元警部補が県警内部のカラ出張を暴露。
- 97年 警視庁赤坂署防犯課が93年、参考人への日当など架空の名目で公金を支出したとして、幹部7人が業務上横領容疑で告発された。
- 02年 仙台市民オンブズマンが94、95年度の宮城県警の旅費などについて文書開示を請求したが、一部が非公開になり、提訴。また、香川県警が県庁生協に総額1619万円の裏金をプールしていたことが発覚。
- 03年 北海道警旭川中央署が95年と97年に、捜査協力者への謝礼に充てる捜査報償費の一部を不正流用。
- 04年 元北海道警釧路方面本部長で、旭川中央署長も務めた原田宏二氏が、在任中に捜査費や捜査用報償費を組織的に裏金としてプールし、交際費や議員接待に使っていた。2月に証言。3月、道議会総務委員会が「山梨、熊本両県警でも裏金を作っていた可能性がある」と参考人として証言。

書は犯罪捜査に関する秘密が要求される情報とは考えにくい」として県の非開示処分をほぼ取り消す判決を言い渡した。二審の東京高裁も「文書類は犯罪捜査と直接かかわりが薄い」として、改めて開示を求めた。そして今年1月、食い下がる県の上告を最高裁が「不受理」とし、県の敗訴が確定した。

一方で、県の敗訴確定を目前にした昨年9月、同県では、96年度末までにカラ出張などで不正に約2億円が蓄えられ、職員との交通事故処理や予算外の備品の購入などに使用されていたことが新たに明らかになった。なかなか公明に踏み切れなかった。しかし、市民の目で問題点が指摘され、公開を命じる司法判断が積み重なったことで、警察としても流れに従わざるを得なくなったのだ。

「大変遺憾だ」 国家公安委員長 小野国家公安委員長は5日、閣議後の会見で「大変遺憾である」と上上げる以外にない」と述べた。同県警が不正支出した旅費などを県庁に返還することについては「国家公安委員会として、本案の解明と、解明できたことははじめをうけて、国民の信頼回復に努めるよう警察庁に指示している。その結果である」と強調した。

3月6日(土)午後5:00~5:55 [再]3月7日(日)夜7:00~7:55

検証! 年金問題

経済討論バトル 頂上決戦

金子 隆 (筑波大学経済学教授) 神代和徳 (筑波大学経済学教授)

CSテレビ 朝日ニュースター 03-5550-6400

http://asahi-newsstar.com